

政策調整会議次第

日時 令和4年7月11日（月）

情報セキュリティ委員会終了後

場所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議題 （1）市職員の定年引上げに係る基本方針（案）

市職員の定年引上げに係る基本方針（案）

1 国の動き

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中において、複雑高度化する行政課題等に的確に対応するため、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であるとの観点から、令和3年6月に国家公務員法が改正され、令和5年度から、定年の段階的引上げのほか、管理監督職勤務上限年齢制等の制度が設けられることとなった。

また、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされている地方公務員についても、定年引上げや他の制度など国家公務員と同様の措置を講ずるため、同時期に地方公務員法が改正された。

2 市の対応

地方公務員法の改正や国家公務員の制度改正を踏まえ、本市においても円滑に定年引上げを行うため、関係例規の整備や対象職員への説明などの準備を進め、令和5年4月1日から定年引上げを実施する。

3 制度改正の概要

(1) 定年の段階的引上げ

職員の定年を、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間、現行の60歳から段階的に引き上げて65歳とする。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(2) 定年引上げに伴う制度の新設等

① 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- 管理監督職について、60歳到達年度の翌年度（4月1日）に係長級への格付け変更を行う。
※ 管理監督職・管理職手当の支給を受ける職員（部長級から課長補佐級まで）

② 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳以降の多様な働き方に対応するため、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、当該職員の定年到達年度まで短時間勤務の職で再任用することができる制度を導入する（原則として4月1日から再任用する）。
- 任用期間以外の勤務条件等については、現行の再任用短時間勤務職員の取扱いと同様。

③ 再任用制度の廃止と暫定再任用制度への移行

- 定年引上げに係る経過期間において、定年から65歳到達年度まで再任用職員として任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を措置する。
- 役職定年制との均衡を図るため、令和6年度から、暫定再任用職員の格付けの上限を係長級に変更する。

④ 給与に関する措置

- ・60歳到達年度の翌年度以降の職員の給料月額については、当分の間、60歳到達年度の給料月額の7割水準に設定する。
- ・役職定年制の適用を受ける職員は、係長級に格付けされた給料月額の7割水準の額を基礎額とするが、60歳到達年度の給料月額の7割水準との差額を調整額とし、基礎額と調整額の合計を給料月額として支給する（60歳到達年度の7割水準を維持）。
- ・退職手当について、60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と同様に算定する。

⑤ 情報提供・意思確認制度の新設

- ・当分の間、職員が60歳に到達する年度の前年度に、60歳到達年度の翌年度以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳到達年度において、翌年度以降の勤務の意思を確認する。
 - ※ 情報提供・意思確認の時期（予定）
 - 情報提供…60歳到達年度の前年度の2月までに実施
 - 意思確認…60歳到達年度の5月
- （令和5年度に60歳に到達する職員に対しては、令和4年度中に情報提供を行う。）

4 条例改正・廃止時期

令和4年第4回市議会定例会（12月議会）に条例改正・廃止に係る議案を提出
関連規則等についても、議案可決後に改正

<参考>

(1) 60歳到達年度から暫定再任用までの格付け・職 (定年延長対象者)

60歳到達年度	60歳到達の翌年度以降	暫定再任用
部長級	役職定年 (係長級)	係長級
部次長級	役職定年 (係長級)	係長級
課長級	役職定年 (係長級)	主任級
課長補佐級	役職定年 (係長級)	主任級
係長級	係長級	主任級
主任級	主任級	主任級

※ 定年前再任用短時間勤務職員については、暫定再任用と同様の取扱いとなる。

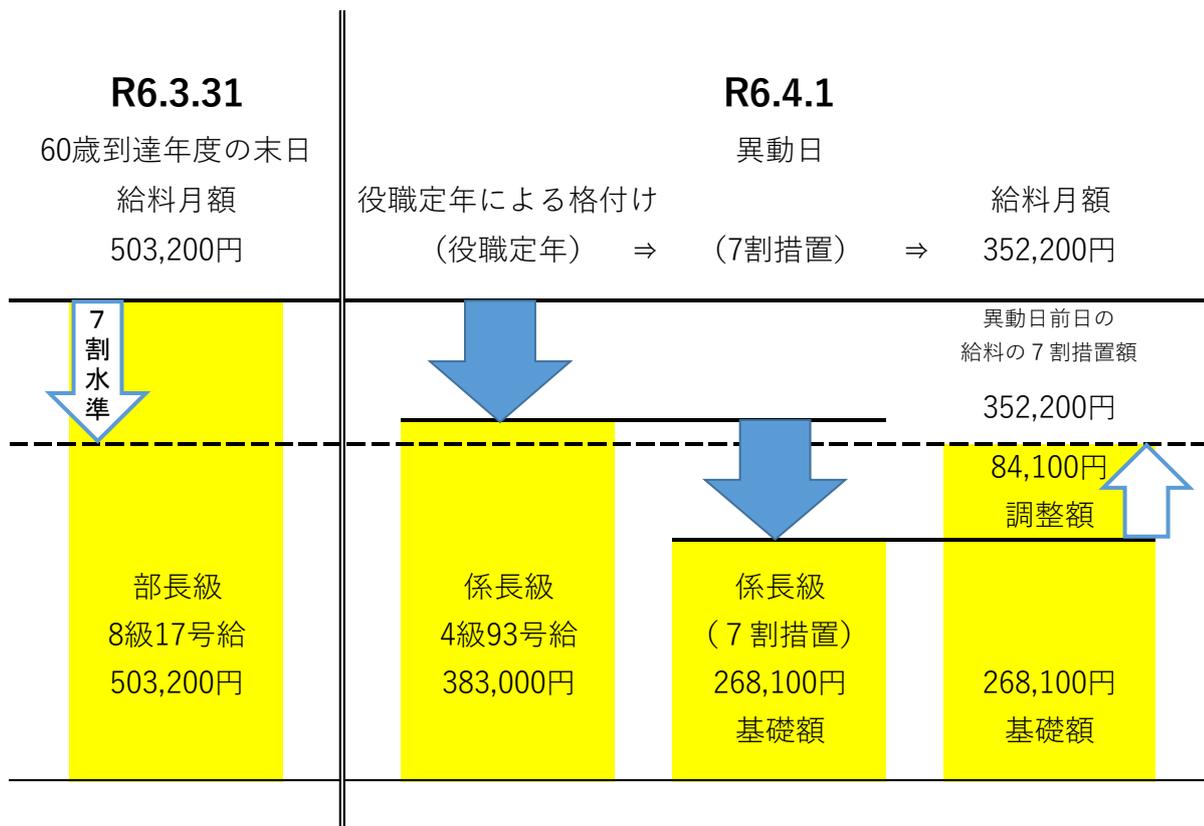
(2) 定年退職年度と再任用年度

再任用年度 定年退職年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
H30	フ短	フ短	フ短	短	短										
R1	定年	フ短	フ短	フ短	フ短	短									
R2		定年	フ短	フ短	フ短	フ短	短								
R3			定年	フ短	フ短	フ短	フ短	フ短							
R4				定年	フ短	フ短	フ短	フ短	フ短						
R5	定年退職者なし														
R6(61歳)						定年	フ短	フ短	フ短	フ短					
R7	定年退職者なし														
R8(62歳)								定年	フ短	フ短	フ短				
R9	定年退職者なし														
R10(63歳)										定年	フ短	フ短			
R11	定年退職者なし														
R12(64歳)												定年	フ短		
R13	定年退職者なし														
R14(65歳)															定年

※ 「フ」はフルタイム、「短」は短時間勤務を表す。

※ 斜線網掛け部分は暫定再任用。縦線網掛け部分は定年前再任用短時間勤務を選択可能。

(3) 給与の推移 (役職定年制の適用を受ける職員)



(4) 定年引上げに伴う働き方の選択

年 齢	情報提供・意思確認	退職後に選択		
		定年前再任用 短時間勤務	暫定再任用	
			フルタイム	短時間
59歳到達年度	情報提供	—	—	—
60歳到達年度	意思確認	—	—	—
60歳到達の翌年度から 定年年度まで	—	○	—	—
定年年度の翌年度から 65歳到達年度まで	—	—	○ ※1	○

※1 定年前再任用短時間勤務を選択した職員を除く。